

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百六十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年十月八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

1188 及び 1189 に掲げる高度管理医療機器	1147、 1156 から 1158 まで、 1160、 1162、 1163、 1172 から 1174 まで、 1178、 1180、 1184、 1185	1103 まで、 1107、 1116、 1118、 1121、 1122、 1126、 1128、 1129、 1131、 1135、 1139、 1143、 1145	1067、 1069、 1072、 1079、 1083、 1086 から 1090 まで、 1093 から 1095 まで、 1098、 1099、 1101、 1066、 か	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、	改正後
1185 に掲げる高度管理医療機器	1147、 1156 から 1158 まで、 1160、 1162、 1163、 1172 から 1174 まで、 1178、 1180、 1184、 及び 1185	1103 まで、 1107、 1116、 1118、 1121、 1122、 1126、 1128、 1129、 1131、 1135、 1139、 1143、 1145	1067、 1069、 1072、 1079、 1083、 1086 から 1090 まで、 1093 から 1095 まで、 1098、 1099、 1101、 1066、 か	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、	改正前

(傍線部分は改正部分)